

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年11月16日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから11月16日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

エンドウさん。

○記者 共同通信のエンドウです。お疲れ様です。

本日の議題1について、まずお伺いしたいと思います。

今日の会合で、まず、石渡委員から、利用政策が固まってない段階でやるのは時期尚早などの意見が出ていました。

今日の議論で大枠がまとまったのか、それとも、会合の最後に山中委員長は経産省の制度の内容が示されたら、改めて議論審議するというふうにもおっしゃっています。

まず、今日の結論は今後に継続なのか、それとも大筋でまとまったのか、どちらなのかでしょうか。

○山中委員長 まず、今日得られた結論についてのお伺いだと思うのですが、まず、30年開始、それから、最高10年の間、定期的に経年変化についての認可制度を実施するという大枠については、既に委員の先生方に御了承が得られているというふうな認識でおります。少なくとも、合意形成といえますか、意思決定には至っておりませんが、共通認識であるということは今日確認させていただきました。

意思決定についてのスケジュールについて、それぞれ委員から御意見が出ましたし、石渡委員からも出ましたけれども、私も、経産省ないしは利用推進側の具体的な運転期間に対する考え方が明確になった時点で、もう一度、議論をして、再度、意思決定をしましょうというのを確認させていただきました。

○記者 今日のが、もう半ば固まった案というよりは、例えばですけども、例えばエネ庁の検討内容が詰まってきた段階で出てきたものが、今後の成案とするに至るプロセスの中で変える必要がある可能性もあるという、そういう趣旨と理解したんですが、いかがでしょうか。

○山中委員長 まず、大前提については、これは前回の議論でもありましたように、運転期間について何ら変更がなされないようなケースについては、少なくとも、原子炉等規制法について何も変更する必要がないような状態であれば、何ら我々は制度に手を

つけることはないということが大前提ですので、恐らくそういう結論が出た場合には、我々の議論は、もうそこで終了ということになりますので、それがかなり一番大きな変化かなというふうに思います。

○記者 くどいですが、今日の段階で固まったわけではないという理解ですか。

○山中委員長 30年開始おおむね10年ごとの認可制度ということについては、委員の間では共通認識になったということをごさいますて、委員会として最終的な意思決定は、まだ出されてないというそういう認識です。

○記者 一方で、石渡委員の今日の御発言は、前のめり、要は、時期尚早という言葉の中には、こちら側が先んじて固めてしまうことに、いかがなものかという意見も含まれていたように私自身は捉えたのですが、この点を踏まえても、もう共通認識としてほぼ大枠が固まったという認識なのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、繰り返しになりますけども、30年、10年ごとという案については、皆さん御異論のないところで御了承を得られたかなと。

ただ、委員会としての意思決定は、もう少し推進側、利用政策側の結論を待ってからにしようという、そういう御意見が出ましたので、私もそういう判断でおります。

○記者 今後の手続なのですけれども、次は、この内容については、審査会合などで話し合うことは、事業者の意見交換まではないということなのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、今日、委員の間でできた共通認識の部分については、議論することはないかと思えますし、事務方に指示をいたしましたのは、今後、論点になりそうなことを整理してくださいというのを指示しましたので、今後はそういうことを議論していくことになろうかと思えます。

ただ、最終的に、大前提として、変化も起きなければ、炉規法自身、何か手をつけることはないということはもう大前提として決めておりますので、そこについては変わらないと思います。

もし、その運転期間について何らかの変化が生じた場合には、我々はそういう制度の改革をする必要があるので、その準備を進めていくというところです。

○記者 あと、未適合炉について、今日初めてまとめて示されて、議論されてきました。

これについて、見方によっては、今までよりも緩くなるのじゃないのかなというふうにも映るのですが、この点、いかがが委員長として捉えていらっしゃるのでしょうか。

○山中委員長 未適合炉についての御質問ですけれども、今日、事務方から未適合炉についての考え方を聞きました。

未適合炉をどういうふうに審査していくかというのは、これも運転期間にも依存するものなので、利用政策側がどういう提案をされるかによって審査の時期というのは変わってくるかと思えますけれども、少なくとも、特別な施設管理についてのやり方プラス高経年化技術評価、これまでやってきたものをプラスアルファしてきちんと高経年化した原子炉で未適合炉のものについても安全規制をかけていこうというのが、今

日の事務方の提案で、特にそれについては委員の間から異論はなかったように思いますのでこれから細かな制度設計をしていく必要があるかなと思います。

○記者 現行では、利用制限という部分に係ってくるからということになるかと思いますが、40年まで申請をしなければ自動的に廃炉という道を選択せざるを得ないというのが事業者に対して求められることなのかと理解しています。

今後、利用政策側によるというお答えかもしれませんが、それが今日の段階では可能になるようにも映るのですが、この点はいかがですか。

○山中委員長 これは、あくまでも運転期間がどういうふうに変更されるかで変わってくるものだと思いますので、少なくとも、そこは今日お答えできるところではないかと思えますけれども。

少なくとも未適合炉である高経年化した炉についてもきちんと安全規制をかけていく。少なくとも特別な施設管理と高経年化技術評価を少し加えたようなものを制度としては設けたいというふうに思っておりますし、これから制度設計をしていくことになりうかと思えます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

NHKのハセガワさんお願いします。

○記者 NHKのハセガワです。

議題1なのですけれども、事業者の意見聴取のタイミングというようなところで、石渡委員から、利用側の案が固まらない段階で進むということに対して時期尚早だとか、あとは、杉山委員からも、えらい前のめりという印象を与えかねないとか、そういった発言ありましたけれども、こういった今の発言について、委員長御自身としてはどのようにお考えでしょうか。

○山中委員長 意見聴取のタイミングについては、事務方から今日提案があったわけですが、私自身も、利用政策側の、ある程度一定の結論が出ないと、先に、恐らく議論が進まない可能性がある中で、委員の先生方の意見あるいはお気持ちも理解できませんけれども、時期的なものとして、私は、もう少し具体的な運転期間に対する考え方、方針というものが定まらないと、先の議論ができないかなということで、時期的には委員の先生方と同じような意見を持っています。気持ちや考え方は多少違うかもしれませんが。

○記者 その上で一定の結論が出ないとというようなところ、つまり、具体案が固まらない段階。これは、どういう段階を、利用側の案が固まった段階として、手続的に前に進むということになっていくのか。その辺は、どういうお考えですか。

○山中委員長 少なくとも、私は委員長として、運転期間がどういう決められ方をするのかという、全く変わらなければ、あるいは、法体系も変わらなければ、これは全く変

化ないということになりますので、議論は打ち切りますという、そういう提案をしないといけませんし、どの程度伸びるのか、あるいは、どういう考え方で伸ばされるのかというところをはっきりと見極めた上で、最終的に委員会としての決定をしたいと思えますし、必要があれば、もう少し技術的な議論をする必要があるかもしれませんし、その辺りの判断は、もう少し、私は先でもいいかなというふうに思っております。

○記者 言うなれば3案が出ていますけれども、それが一つに絞られるという、そういうイメージでいらっしゃるということなのでしょうか。

○山中委員長 私自身は、もう少し具体的に、利用政策側で案が決定された段階で、委員会としての議論を先に進めたいという。それが決まらなると、具体的に30年10年という今、大枠は決めておりますけれども、もう少し議論をすべきところというのがないかどうかというところも、事務方に今日指示をしたところで、その辺りも考えていかないとはいけませんので。

できれば、具体的に、もう少し利用政策側の運転期間に対する考え方を見たいなというところですよ。

○記者 一方で、法案としてまとめていくというようなところになったときに、利用政策側がある程度固まった段階で、規制側として、手続として追いついてないというような状況。そこも、委員会の場でも手続的に間に合うのですかみたいな、そういう問いかけもありましたけれども、その状況をもってしても、まずは利用側の案を待つという、そういうような考え方ということなのですか。

○山中委員長 委員長としては、そういう考え方でおります。

委員の先生方の御意見も、おおむねそれでよかったかと思えますし、タイミングについて、そういう利用政策側の具体的な運転期間についての提案があって、そこから、もう少し詳しいところ。大枠の大枠は、もう議論の準備ができておりますので、それから、もう少し詰めないといけないところがあるかどうかというところ、この辺りをできるだけ早く、もし結論が出たときには進めていきたいというふうに思っています。

今日の事務方の答えでは、厳しいですけど間に合いますというお答えだったので、それは大丈夫だろうと思います。

○司会 いかがでしょうか。

北海道新聞のハセガワさん、お願いします。

○記者 北海道新聞のハセガワと申します。

今お話のあった未適合炉の部分でお伺いしたかったのですが、今回の新たな制度で、この北海道電力泊原発の1、2号機をはじめとして、今、適合性審査をしている最中で、この原発も30年も超えれば長期施設管理計画を策定して、認可を受けるという必要があるようになるという制度だと思うのですが、今回の制度によって、この

未適合炉の安全性がどう確保できるのか、安全性をどう高められるのか、この辺りの意義の部分をお具体的に教えてくださいませんか。

○山中委員長 少なくとも、現在でも、未適合炉については長期冷温停止をしている炉についての安全規制はかけておりますので、これについては、冷温停止を長期にしている未適合炉については、経年劣化についても高経年化技術評価の考え方を取り入れて、より見ていきたいと思いますという、そういう立場でございます。

○記者 今、適合性審査している未適合炉については、新規制基準に合わせる審査と、あと、今回の長期施設管理計画に関する審査と、両方をやることになるわけですね。

これによって、どう安全性が変わってくるのか、どう原発が安全になるのか、この部分をもう少し具体的に教えていただけますでしょうか。

○山中委員長 もちろん、新規制基準に適合していない炉でございますので。

○記者 していなくて、審査が続いているところです。

○山中委員長 いわゆる冷温停止をしている炉ということで、これは、もう申請が出ていようが、審査をしていようが、当然、長期に止まっている炉についての安全規制は現在でも評価しておりますので、それに、さらに高経年化技術評価、これは材料の劣化は進んでいきますので、運転によらずに劣化が進むような性質については劣化が進んでいきますので、その劣化についてはきちんと項目については高経年化技術評価に相当するようなものを加えて見ていきたいと思いますというので、現時点よりは、その高経年化した原子炉の安全規制は高まっていくというふうに思っています。

○記者 その設備の劣化について、より詳しく見ていくというか、厳しく見ていくと、そんなような認識でしょうか。

○山中委員長 そのような認識でございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

マツオさん。

○記者 読売新聞のマツオと申します。

議題1についてお伺いします。

仮に、60年超運転が実現するとした場合の大枠の規制の案というのは共通認識ができたというふうに、先ほど委員長はお話になってらっしゃいましたけれども、大事なものは、今後どういうふうに規制の案を実行していくかという議論が次に出てくるのかなと思っております。

例えば、その法案の経過措置の策定の仕方などで、委員長が現時点で今後難問になりそう、難しそうと思われる部分があったらお聞かせください。

○山中委員長 制度改正について、仕組みの議論をしてきました。30年に開始、最高10年という期間を、毎回、高経年化した原子炉については申請をしていただいて、審査を

するという、そういうプロセスを取っていくという仕組みの議論をしてまいりました。

これについては、少なくとも、委員全員の共通認識ができたかなと。時期を見て意思決定に入りたいというふうに思っております。

ここについては何の問題もございませんけれども、今後の、例えば、今、御指摘にありました経過措置についても重要な議論の項目の一つだと思いますし、ほかにも論点はないかということで、今日、事務方に指示をいたしましたので、論点整理をして、まず、運転期間というものについて何か変化があるならば、大枠で何を準備しておく必要があるのかということをもまず議論をする。

その部分については、特段、問題は感じておりませんし、今後、難しくなっていくのは、詳しい基準づくりですとか、あるいは、設計の古さ、どういうところを考えていきますかというところは、確かに、今後しばらく時間をかけて議論をしていくことになろうかと思っております。

その点は、今後の議論の困難なところかなというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

経過措置のつくり方ですけれども、もちろん、今後事業者の皆さんの意見を聞いてから具体的に考えていくということになるとは思いますが、現時点で考えられる難しそうな点、経過措置については、どういった点がありますでしょうか。

○山中委員長 恐らく、経過措置については、運転期間の具体的な定めが見えてきてから、様々な議論をしていくことになろうかと思っておりますし、事業者の意見も聞かないといけません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

タジマさん。

○記者 共同通信のタジマです。よろしくお願いいたします。

先ほど、NHKのハセガワさんの質問の中で、利用推進側の結論が出てからの今後の議論の話が出ておりましたけれども、今の規制庁側から出ている案で、推進側から結論が出た後、変わりそうな点ですとか、付け加わりそうな点は、どういったものがあると委員長は今お考えでしょうか。

○山中委員長 まず、大前提の、何も運転期間について、法体系も変えない、期間も変えないということであれば、原子炉等規制法を変える必要はありませんので、これは、いわゆる制度設計の準備は中止ということになりますので、それは非常に大きな変化かなと思っております。

大枠の、先ほどからお話している、30年、10年、10年というところについては、特段、運転期間がどういう制度になろうとも、ここには大きな問題があるというふうには考えておりませんが、今後、様々な、これから論点が提示されると思うんですけど、その辺

りは、運転期間が決まらなると定められないというところもあるかと思っておりますので、今後の議論次第かなというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

話が変わって、設計の古さなどを含めて、安全性をどのように担保するのかという具体的ところが、今回の議論でもよく分からなかったんですけども、今回変えていく可能性のある制度案でどのように担保していくのか、改めてお考えをお聞かせください。

○山中委員長 設計の古さについて、項目を設けて何か審査をするという、そのようなつもりは、今のところは考えておりません。

ただ、そのとき、そのときで、いわゆる最先端の様々な知見を取り入れて、高経年化した炉についても適用していくというのが我々の考え方です。

数年前に新規制基準が導入されて、即座に言うと、審査に通らなければ再稼働を認めないというのが非常に大きな変化だったと思うんですけども、今後も、高経年化した原子炉についての様々な、例えば検査技術ですとか、あるいは、基準ですとか、そういったものを、新しい知見が出ればきちんと見直していきますし、あるいは、何十年か前につくられた原子炉で考えられていなかったような技術が導入された場合には、そういうものをきちんと高経年化した原子炉にも取り入れていただくという、そういう制度にしていきたいというふうに思っています。

○記者 今のお話だと、現状のバックフィット制度とどのような違いがあるのかというのが明確に理解できてないんですけども。

○山中委員長 バックフィット制度の一部ですし、特に、高経年化した原子炉についての、例えば検査方法ですとか、審査基準ですとか、そういったものに新しい知見が出れば、当然それは直接関係することですので、10年ごとにこれから最長審査をしていくということになりますので、その都度その都度、新しい技術を取り入れることができ、審査ができるという、そういうメリットがあるかなというふうに思っています。

○記者 今のお話だと、検査の頻度を上げることで、炉のほうがより新しい知見を取り入れなければいけなくなるということで、その安全性を担保していくということになるのでしょうか。

○山中委員長 高経年化した様々な物理的性質について調べる新しい方法が出れば、当然、取り入れていただくと。

今は、例えば40年で全てを見ているわけですけど、それを10年ごとに評価をしていきましょうという、そういうことです。

検査制度の中では当然見るんですけども、審査の中でも見ていきましょうということ。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日の、ヨシノです。

私も、設計の古さについてなんですけれども、委員長就任でインタビューさせていただいたときに、設計の古さというのは日本独自の審査であって、非常に高経年化というものの中では厳しい審査になるだろうという見通しをおっしゃっていたんですが、であるから、もうちょっと何か具体的なものが出てくるのかなと思っていたのですが、今のお話を聞いていると、バックフィット、検査方法、新しい知見等々ということなんです、もう少し、非常に厳しい日本独自ということと、高経年化についての関連性などを教えていただければと思うんですが。

○山中委員長 少なくとも、10年ごとに認可制度を設けて、そこで新しい知見をフィードバックしていくというのは日本の独自のシステムだと思いますし、少なくとも、高経年化した原子炉に特有の問題というのは当然出てこようかと思っています。

これを今、こんなところ、あんなところというのは、必ずしも具体的に申し上げることはできませんけれども、少なくとも、高経年化した原子炉に対する様々な点検技術ですとか、評価方法ですとか、そういったものは10年ごとの知見をきちんと入れていくことができるかなというふうに思っています。

かなり、それは厳しい制度になるというふうに思っています。

○記者 例えば、それについての何かガイドラインみたいなものを作るというお考えも特にないのでしょうか。

○山中委員長 恐らく、後段の議論の中で、そういったことが議論されていくと思います。

少なくとも、まず、運転期間がどういう考え方で設定されるかということが分かり次第、大枠を私どもも決めないといけないので、仕組みについての大枠をまず決定させていただいて、その後、後段の様々な基準づくり、あるいは方法等について議論を進めていきたい。

どれぐらい議論する期間があるか分かりませんが、そういう議論は少なくとも先に詳細議論したいというふうに思っています。

○記者 高経年化評価ガイドラインみたいなものを期待しております。よろしくお願いたします。

○司会 ほかに御質問いかがでしょうか。

マスイさん。

○記者 東京新聞のマスイです。よろしくお願いたします。

利用側と推進側が、原子力にあって、経済産業省の審議会では原子力の慎重な意見を聞く場も設けられたんですけれども、規制委員会は電力会社に意見を聞く以外に、慎重な意見とか、一般市民とか、そういう方々に意見を聞く場を設けるつもりはあるのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、仕組みについての御意見は国民の皆さんからパブリックコメントをしたいというふうに考えております。

直接の対話は、この件については今のところ考えておりません。

○記者 それは、炉規法改正の骨子みたいなものをパブリックコメントで出すということでしょうか。

○山中委員長 そのとおりでございます。

○記者 分かりました。

それともう1点。今日の委員会で、電力会社から意見を聞くのはエネ庁の案が固まってからにしようということでもとまったと思うんですけども、委員からも、前のめりとも受け取られかねないというふうな意見も出ました。

委員長御自身も、国会の原子力発電問題調査特別委員会で、自分からエネ庁を呼び出して炉規法から削除を容認したということに、独立性に疑問があると批判を受けていたけれども、そういう前のめりというふうな批判とか、委員からの御意見に関しては、どのような所感をお持ちでしょうか。

○山中委員長 私自身、運転期間について様々な提案がなされるということは、8月末の時点で知って、運転期間について我々が意見を申す立場にないという結論はもう2年前に出ているわけですから、少なくとも、そこについて何も意見は申せない立場だけでも、少なくとも、高経年化した原子炉についての安全規制を厳正に継続していく必要があると感じましたので、今日、事務方から意見も出ましたけれども、そんなに余裕があるスケジュール感ではございませんので、私自身もそう判断しましたので、あえて誤解を恐れず取り組み始めたわけです。

もちろん、委員のような御意見もあろうかと思えますし、私も、スケジュールについては、少なくとも利用政策側から運転期間についてどういう考え方で、どういうふうな制度設計をされるのかというのを聞いてから最終的な意思決定を図りたいというふうに思っております。それは委員の先生方と変わらないところです。

○記者 今日、伴委員が、追い詰められて後手に回って中途半端なものを出すのはよくないというふうな話もしていましたけど、委員長としては、どちらかというところ、そういう考えで、率先して情報収集とか制度づくりに取り組んできたということなんでしょうか。

○山中委員長 委員長就任直後から、私はこの制度設計をしないとイケないという考えに基づいて、方針を資源エネルギー庁から伺いましたし、制度設計の基本案をつくりつつあるわけです。準備を進めているわけです。

もし運転期間について何らかの制度変更がなされた場合には、当然、我々は安全規制の立場からきちんと制度を提案していかないといけませんので、私の立場としては、そういう考えで今まで準備を進めてきたというところです。現在も準備中というところです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ありますか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

私も関連で、先週の委員長の会見での御発言について、真意の確認をしたいんですけれども。

先週の会見の中で、運転が止まっている期間を取り除くとなると非常に設計がやりにくくなるのは事実だという御発言がございましたけれども、これは、エネ庁が検討している案について、疑義といいますか、難色を示されたということなののでしょうか。

○山中委員長 今日改めて、安全規制についてはカレンダーイヤー、暦年でやりましょうというお話を、委員あるいは事務局とも確認させていただきました。

我々はカレンダーイヤーでやりますので、運転が止まっていようが動いていようが、当然カレンダーは進んでいきますので、それでやらせていただきましょうと。

利用政策側というのは入り口と出口だと思っています。

我々安全規制というのは、いわゆる真ん中の部分で、入り口の運転期間の制度がどういうふうになるかが、我々はきちんと制度設計をする。

したがって、利用推進側、利用政策側がどのようなお考えでカレンダーを設定しても一向に我々は構いませんという、特に何か異論を申し上げたつもりはございません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

マエムラさん。

○記者 読売新聞のマエムラと言います。

運転延長の関連で2点ほどお聞きしたいんですけど、1点目で、先ほどからいくつか出ている、時期尚早という委員会での発言がありましたけれども、福島事故を経験して、規制と推進が分離したはずなのに、一体となって動いているように見えるという、そういう批判の声を受けてだったり、そういうことを鑑みてのことという理解でいいのでしょうか。

○山中委員長 恐らく、委員にいろいろとお気持ちはあろうかと思えますけれども、委員長としては少なくともこの高経年化した原子炉の安全規制を厳正に継続していくということのための準備として検討を進めてまいりました。

ただ、その結論を得るには、利用政策がどういう運転期間に対して考え方で対応されるのかというのを見てから、さらに意思決定をして先に進みたいというのが私の考えでございます。

○記者 そうすると、エネ庁さんに代表される、そちら側の意思決定のあり方がしっかりしてもらわないと、厳しい安全規制ができないよということの表れという感じですか。

○山中委員長 安全規制そのものに運転期間が影響されるとは思いませんけれども、ただ、全く手をつけられないという結論が出る可能性もまだあるわけございまして、そうし

ますと、大前提で議論させていただいた、いわゆる原子炉等規制法を改正する必要がないという結論もありますので、さらに何か先に進むという手続を今進めるのは、私自身も早すぎる。

運転期間に対して何か考え方が定められないと、我々の議論を先に進めるのはいけないだろうという、そういう私は考えで、今日の議論については、もう少し先で意思決定をしましょうという、そういう結論を出させていただいたわけです。

これはもう委員の先生方もいろいろなお気持ち、お考えがあって、いろいろと時期については御発言がございましたけれども、これについては、委員長としてはそういう考えで結論を出させていただきました。

○記者 分かりました。

最後なんですけど、今のお話あったとおり、議論を先に進められないということと、それから、正式な承認については、多分、承認するかどうかも含めて今後の議論に委ねるといえることになるとは思うんですけども、とは言っても、適合炉、未適合炉についての大枠の案については、先ほど、共通認識は得られたということだったかと思えますけれども、安全性を厳しくチェックするという観点から見ると、今回の大枠で共通認識を得られたものとしては十分これでいけるんじゃないだろうか、対処できるんじゃないかという認識で構わないですか。

○山中委員長 少なくとも、継続的な、いわゆる厳正な安全規制、これを高経年化した原子力発電所についてなしていくということは、委員全体で共通認識に至っている大枠で特段の問題はない。

ただ、これから、その大枠についてもまだ考えないといけない論点も出てこようかと思えますし、また、詳細については、しばらく時間をかけて議論をしていく必要がある。

今は仕組みの議論をさせていただいて、これから、いわゆる基準ですとか手法ですとか、そういう議論をかなり詳細にしていく必要があろうかと思えます。

○司会 タカダさん。

○記者 西日本新聞のタカダと申します。

確認で、以前の会見等でも出たかもしれませんが、運転期間の関係です。

エネ庁側が変更しないとした場合の規制側の対応のことで、40、60は変えないけども、炉規法から外すとなった場合には、当然変更が必要になってくるかと思えますが、その際も、30の後、10、10というやり方に変えるということによろしいでしょうか。

○山中委員長 法体系が変わる場合には、その対応はする必要があるかと思えます。

つまり、タイミングについての条項がなくなってしまうので、我々としては30、10、10という、そういうルールで進めようという、その考えには変わりありません。

○司会 ほかに御質問はありますか。よろしいでしょうか。

エンドウさんは2回目ですけれども、1回目の御質問の方はなしでよろしいでしょうか。
では、エンドウさんで終わりにしたいと思います。

エンドウさんお願いします。

○記者 2回目で恐縮です。共同のエンドウです。

今の読売さんの質問で、結論、今回の件で決定というのは、まず、利用政策側の対応を見てから意思決定の先に進みたいというふうにおっしゃっていましたが、捉えとしては、一旦、決定というプロセスに関しては、詳細な議論はさておき、決定するというプロセスに関しては、一旦ペンディング、中断というような捉えでよろしいのでしょうか。

○山中委員長 運転期間についてどういうふうな定めになるかというのを見極めてから決定したいということで、ペンディングという表現は、私はふさわしいとは思いませんけれども、意思決定の時期としては、運転期間がきちんと何らかの結論が出てから意思決定をしたいという、そういうことを今日決めさせていただいたと思います。

○記者 あくまでも、どういうという検討結果が示されるか見てから判断というところには変わりがないということですね。

○山中委員長 はい。

○記者 ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。それでは本日の会見は以上としたいと思います。

ありがとうございました。

—了—